



諏訪市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

令和8年3月23日

諏訪市長 金子ゆかり



諏訪市告示第 69 号

諏訪市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱

諏訪市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱（令和 6 年諏訪市告示第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「申請時」を「犯罪行為が行われた時点」に、「である」を「であった」に改め、同条第 2 項第 2 号中「申請時」を「犯罪行為が行われた時点」に、「である」を「であった」に改める。

様式第 1 号中

「

申請者が申請時において、市民であることが確認できる書類
（住民票の写し、戸籍の附票等）

を

」

「

申請者が犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

に改める。

」

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の諏訪市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第 6 条第 1 項及び様式第 1 号の規定は、この告示の施行の日以後に行われた助成金の交付の申請について適用し、同日前に行われた助成金の交付の申請については、なお従前の例による。